

滋賀県は、第五次滋賀県立病院中期計画のなかで、「令和7年1月に総合病院と小児保健医療センターを統合し、一体的に運営」することをめざし、今年度中にその整備計画の再検討を行う、としています。そのなかで現在100床ある小児保健医療センターの病床数を大幅削減する計画が具体化されようとしています。

1994年に開院した滋賀県立小児保健医療センターは、滋賀県唯一の小児専門病院として、一般医療施設で対応が困難な重度障がい児の専門的な医療ケアなどを提供するなど、医療・保健・療育・福祉サービスの中核機関として、子どもの命と健康を守る中心的役割を果たしてきました。また新型コロナウイルス感染のもとでは、障がい児のためのコロナ病床も確保してきました。第五次中期計画の基本方針には「命と健康を守り、県民に信頼される病院」を基本理念としています。

今回の病床削減は、この基本理念にも逆行するものであり、保護者からも「難治・慢性疾患の子どもをもち、こちらの病院でしか診ていただけない子どもが大半いる」「何も知らされないまま、病床削減されたら困る」などの声があがっています。病院事業庁は病院職員に病床削減案を説明されましたが、入院治療している子どもらの保護者や県民には、全体計画を明らかにしていません。

政策医療であり、不採算医療だからこそ、県が担う役割が大きい分野です。

よって、県立小児保健医療センターのベッド削減計画は中止すること。また検討内容を県民に説明し、広く意見を聞く機会を設けることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月 日

近江八幡市議会議長 岡田 彦士

滋賀県知事 三日月 大造 殿 宛